

## 【別紙】

### 五條市お店応援クーポン券発行事業 参加店舗募集要項

#### I 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による市内における消費の落ち込みを早期に回復させ、地域における消費を喚起・下支えするため五條市お店応援クーポン券(以下、「クーポン券」という。)を発行し、五條市内の参加店舗で使用できるものとする。

#### II 事業の詳細

##### 【 1. 事業主体 】

五條市

##### 【 2. 実施期間 】

クーポン券の利用期間 令和2年10月1日から令和3年1月31日までとする。

##### 【 3. クーポン券を取扱できる参加店 】

事業に参加を希望する店舗は、事前に登録申込書により登録し、後日配布するポスターを消費者に分かりやすく店頭に表示する。なお、飲食店で登録された参加店には飲食店用のポスターを配布する。

参加店の募集期間は、令和2年8月11日から令和3年1月29日までとし、五條市のホームページで周知する。なお、令和2年8月31日までに登録完了した参加店については、10月1日発行の五條市広報において周知する。また、9月1日以降に登録された参加店については随時五條市ホームページにおいて周知する。

##### 【 4. クーポン券の種類 】

クーポン券は1枚当たり500円とする。クーポン券は「買物券」と「飲食専用券」の2種類発行する。

『買物券』・・・参加店すべてで利用できる。

『飲食店専用券』・・・参加店のうち飲食店で登録された参加店のみで利用できる。

##### 【 5. 使用クーポン券の取扱い 】

使用されたクーポン券は、クーポン券裏面の押印位置に参加店の印等を捺印する。複数枚連なった状態で換金として指定金融機関等に持ち込んだ場合、枚数確認の都合上取り扱われない場合があります。

クーポン券を受け取る際、クーポン券の使用に問題がないか十分確認してください。また、偽造されたクーポン券と判別できる際は、クーポン券の受取りを拒否するとともに、クーポン券のシート番号を控えその事実を速やかに企業観光戦略課まで報告してください。

##### 【 6. つり銭について 】

クーポン券での買物については、少額の買物をしてクーポン券の現金化を防ぐため原則としてつり銭は出さない。

##### 【 7. クーポン券の用途制限 】

クーポン券の使用対象とならないものは次のとおりとする。

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、はがき、宝くじ、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他事業の目的に反するもの

#### 【 8. 不正に対する処置 】

不正が行われた場合、当該参加店でのクーポン券の利用及び当該参加店のクーポン券の換金を停止し、不正が行われた参加店及び事業主名を公表する。

#### 【 9. 換金 】

各参加店で利用され、回収されたクーポン券は、令和 3 年 2 月 15 日（月）までに、市の定める取次金融機関（以下「指定金融機関」という。）で換金する。ただし、換金の持ち込みについては指定金融機関の営業時間内とする。

各参加店は、指定金融機関に所定の封筒にクーポン券及び「五條市換金用伝票」を同封封緘し持参するものとし、翌月中に当該指定金融機関から各参加店が登録した口座へクーポン券面金額に相当する金銭が振り込まれる。

#### 【重要事項】

- ・今回は新型コロナウイルス感染症対策のため説明会はいたしません。
- ・クーポン券の名称等、名称が未確定なものがあります。名称が確定しましたらお知らせいたします。
- ・9月中旬～下旬に店頭掲示用ポスター（2枚）とともに、換金用ツール（2部）、振込先口座登録の依頼書を送付します。
- ・円滑に金銭の振込を行うため、速やかに振込口座の登録手続きをお願いします。また、登録いただいた口座情報については、当事業以外に使用はいたしません。
- ・換金用ツールがなくなれば指定金融機関で受け取ってください。
- ・指定金融機関は9月下旬のポスター送付時にお知らせします。

【令和2年8月11日版】